

こども共済事業細則新旧比較対照表（抜粋）

新条文	旧条文
<p>(入院および通院の定義)</p> <p>第32条 [中略]</p> <p>3. 規約第70条(災害通院共済金)における「通院」とは、医師による治療が必要であるため、病院または診療所に通うことまたは往診<u>その他これに類する手段</u>により、<u>診察、投薬、処置、手術その他の治療を医師の指示により受けること</u>をいい、<u>治療処置を伴わない薬剤・治療材料の購入、受取のみの場合は通院には該当しません。</u></p> <p>[以下略]</p>	<p>(入院および通院の定義)</p> <p>第32条 [中略]</p> <p>3. 規約第70条(災害通院共済金)における「通院」とは、医師による治療が必要であるため、病院または診療所に通うことまたは往診 [挿入] により、[挿入] 医師の<u>治療を受</u>けることをいい<u>ます。</u></p> <p>[以下略]</p>
<p><u>(感染症における事故日の取扱い)</u></p> <p><u>第53条 規約別表第2「不慮の事故等の定義とその範囲」第3項に定める感染症については、当該感染症に罹患したことが判明した検査の実施日を規約および細則における不慮の事故が発生した日として取扱います。</u></p>	<p>[新設]</p>
<p>(契約者割戻金の割り当て)</p> <p>第54条 [以下略]</p>	<p>(契約者割戻金の割り当て)</p> <p>第53条 [以下略]</p>
<p>(契約者割戻金の支払方法)</p> <p>第55条 規約第91条(契約者割戻金)に定める契約者割戻金の支払方法につき、この会は次のいずれかの方法で支払います。ただし、この会の会員が取り扱っている支払方法に限ります。</p> <p>(1) この会の会員の組合員出資金への振り替え</p> <p>(2) 共済掛金振替口座への振込みによる支払い</p> <p>(3) 共済契約者の指定する口座への振込みによる支払い</p> <p>(4) この会の会員に登録している契約者名義の口座への振込みによる支払い</p> <p>(5) 第58条(電磁的方法による契約者割戻金の支払い)に定める方法による支払い</p>	<p>(契約者割戻金の支払方法)</p> <p>第54条 規約第91条(契約者割戻金)に定める契約者割戻金の支払方法につき、この会は次のいずれかの方法で支払います。ただし、この会の会員が取り扱っている支払方法に限ります。</p> <p>(1) この会の会員の組合員出資金への振り替え</p> <p>(2) 共済掛金振替口座への振込みによる支払い</p> <p>(3) 共済契約者の指定する口座への振込みによる支払い</p> <p>(4) この会の会員に登録している契約者名義の口座への振込みによる支払い</p> <p>(5) 第57条(電磁的方法による契約者割戻金の支払い)に定める方法による支払い</p>

新条文	旧条文
〔以下略〕	〔以下略〕
(電磁的方法による共済契約の申込み) 第 56 条 〔以下略〕	(電磁的方法による共済契約の申込み) 第 55 条 〔以下略〕
(電磁的方法による共済契約の手続き) 第 57 条 〔以下略〕	(電磁的方法による共済契約の手続き) 第 56 条 〔以下略〕
(電磁的方法による契約者割戻金の支払い) 第 58 条 〔以下略〕	(電磁的方法による契約者割戻金の支払い) 第 57 条 〔以下略〕
(重複の回避) 第 59 条 第 56 条 (電磁的方法による共済契約の申込み) に定める共済契約の申込みが規約第 13 条 (共済契約の申込み) 第 1 項に定める「共済契約申込書」および第 2 項に定める「この会の定める所定の書面」による共済契約の申込みと重複するときは、第 56 条を適用します。 2. 第 57 条 (電磁的方法による共済契約の手続き) に定める共済契約の手続きが、規約第 10 条 (共済金受取人) 第 5 項および第 11 条 (共済金受取人の代理人) 第 3 項に定める「この会の定める所定の書面」ならびに規約第 40 条 (共済契約者の通知義務) 第 1 項に定める「所定の書面またはこの会が定める方法」による共済契約の手続きと重複するときは、第 57 条を適用します。	(重複の回避) 第 58 条 第 55 条 (電磁的方法による共済契約の申込み) に定める共済契約の申込みが規約第 13 条 (共済契約の申込み) 第 1 項に定める「共済契約申込書」および第 2 項に定める「この会の定める所定の書面」による共済契約の申込みと重複するときは、第 55 条を適用します。 2. 第 56 条 (電磁的方法による共済契約の手続き) に定める共済契約の手続きが、規約第 10 条 (共済金受取人) 第 5 項および第 11 条 (共済金受取人の代理人) 第 3 項に定める「この会の定める所定の書面」ならびに規約第 40 条 (共済契約者の通知義務) 第 1 項に定める「所定の書面またはこの会が定める方法」による共済契約の手続きと重複するときは、第 56 条を適用します。
(共同引受制度での適用日の取扱い) 第 60 条 〔以下略〕	(共同引受制度での適用日の取扱い) 第 59 条 〔以下略〕
(改 廃) 第 61 条 〔以下略〕	(改 廃) 第 60 条 〔以下略〕
<u>付 則 (2020 年 (令和 2 年) 11 月 12 日細則一部改正)</u> <u>(施行期日)</u> <u>1. この細則は 2021 年 1 月 1 日より施行します。</u>	〔新設〕